

立憲主義を否定する「国葬」に対する J R 総連見解

岸田政権は、多くの有識者をはじめ国民の60%以上が反対している安倍元首相の「国葬」を9月27日に強行的に行おうとしている。しかし、法的根拠を欠いたまま閣議決定のみで強行することは、民主主義の否定であり断じて認めることはできない。

私たちは、演説中に銃撃され、帰らぬ人となった安倍元首相の「葬儀」自体を否定しているわけではない。私たちは、岸田政権が国民の声を無視し、立憲主義を蔑ろにする「国葬」に反対の意を表明するものである。

岸田政権は、安倍元首相の生前の功績を「国葬」の理由としている。しかし、私たち労働者にとって安倍元首相が行ってきた戦後最長の政治は、疑惑と失政ならびに軍拡路線であり、到底認められるものではない。

爱国教育を盛り込んだ教育基本法への改悪、「アベノミクス」という名の経済失政。特定秘密保護法や共謀罪ならびに集団的自衛権の行使と防衛費の拡大。「森友」・「加計」・「桜を見る会」など疑惑と公文書の改ざんと虚偽答弁。

まさに議会制民主主義の破壊と国会議論を蔑ろに「閣議決定」で政策を強行してきた安倍政権の責任は問われてしかるべきである。「国葬」を機に一切を葬り去ろうとする行為を私たちは断じて許してはならない。

憲法学者の木村草太氏は、憲法上からも「国葬」に問題があるとして、①内閣に敬意・弔意を国名義で表現する儀式的権限はない。②吉田茂元首相を除く戦後の首相経験者の中で、なぜ安倍氏を特別扱いするのか、その理由がないなら「法の下での平等」違反となる。③国名義で儀式をやれば、意に反して敬意・弔意の表明に巻き込まれる人が出てきて、思想・良心の自由が圧迫される、と憲法違反であることを指摘している。

さらに、過去に内閣法制局長官が『「国葬」には法制度がなく、『国葬』とするには『立法、行政、司法』の三権の了承が必要。法的根拠が明確でない』との見解を三木首相に示し、佐藤栄作元首相の「国葬」を見送っていたことが明らかとなっている。よって憲法違反である「国葬」は行うべきではない。

岸田政権が、エネルギー政策の転換として原発推進に大きく舵を切った。この歴史的転換点に、連合芳野会長は態度を示すことなく沈黙し、さらに「労働側代表として弔意を示す」として、憲法違反である「国葬」に参加する意志を表明した。

今回の国葬の参加をめぐって、連合内では様々な意見があるにもかかわらず、参加を表明することは連合内の分断を招きかねない。この先の連合の団結にも大きく影響する。したがって、連合芳野会長は「国葬」に参加すべきではない。

J R 総連は、安倍政権下で苦しめられてきた人たちの叫びと、国民の60%以上の反対の声の立場に立ち、労働者の広範な連帯をつくりだしていく。そして、平和・人権・民主主義を守り抜くためにも、立憲主義を否定し、強行する安倍元首相の「国葬」には反対であることを明らかにし、見解とする。

2022年9月22日

J R 総連執行委員会